

3 医 安 第 6 3 2 号
令 和 3 年 8 月 5 日

関係団体の長様

愛 知 県 保 健 医 療 局 長
(公 印 省 略)

「コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2) (COVID-19
ワクチンモデルナ筋注)の使用に当たっての留意事項について」の補
遺について (通知)

令和3年7月26日付け薬生薬審発0726第1号及び薬生安発0726第1号で厚生労働省医
薬・生活衛生局医薬品審査管理課長及び同省同局医薬安全対策課長から別添のとおり
「コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2) (COVID-19ワクチンモデ
ルナ筋注)の使用に当たっての留意事項について」の補遺について通知がありました
ので御承知いただくとともに、貴会(組合)員への周知について御配慮ください。

担 当 生活衛生部医薬安全課
監視グループ
生産グループ
薬事グループ

電 話 052-954-6344 (ダイヤルイン)
052-954-6304 (ダイヤルイン)
052-954-6303 (ダイヤルイン)

ファックス 052-953-7149



薬生薬審発0726第1号
薬生安発0726第1号
令和3年7月26日

各
〔都道府県
保健所設置市
特別区〕
衛生主管部（局）長殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
（公印省略）

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
（公印省略）

「コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（COVID-19 ワクチンモデルナ筋注）の使用に当たっての留意事項について」の補遺について

本年5月21日に薬事承認を行ったコロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（販売名：COVID-19 ワクチンモデルナ筋注。以下「本剤」という。）の取扱いについては、令和3年5月21日付け薬生薬審発0521第5号、薬生安発0521第5号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長、医薬安全対策課長通知「コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（COVID-19 ワクチンモデルナ筋注）の使用に当たっての留意事項について」（以下「留意事項通知」という。）により通知したところです。

今般、7月26日に本剤の添付文書が改訂されましたので、留意事項通知に加え以下の点について留意されるよう、貴管下の医療機関に対する周知をお願いします。また、貴管下の卸売販売業者に対しても適切に対応するよう周知願います。なお、臨時接種における本剤の取扱いの詳細は、別途厚生労働省健康局健康課予防接種室より「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」（令和2年12月17日付け健発1217第4号厚生労働省健康局長通知別添）等で周知されている旨申し添えます。

記

1. 接種対象者について

本剤の接種対象者について、新たに12～17歳の者が対象に加わった。なお、12



歳未満を対象とした臨床試験も実施されている。

2. その他留意事項について

本剤の最新情報については、厚生労働省のホームページや最新の添付文書、各種資料を参照すること。留意事項通知及び本通知と異なる記載がある場合には通知ではなく最新の各資料に従うこと。